

社会復帰調整官

保護観察所に配置され生活環境の調査から、入院中の生活環境の調整、地域社会における処遇に至るまで、医療観察制度の処遇に一貫して関与する精神保健福祉士をはじめとする精神障害者の保健及び福祉等の専門家のこと。処遇のコーディネーター役を務める。

生活環境調査

裁判所の求めに応じ、当初審判に先立って、社会復帰調整官が生活環境調査を行う。生活環境調査とは、対象者の住居や家族の状況、利用可能な精神保健福祉サービスの現況など、対象者の生活を取り巻く環境について調査するものである。

この調査の際、対象者本人や家族等関係者との面談の他、以前利用していた地域資源等の関係機関に情報照会が行われる。

審判

本制度では、地方裁判所の審判に基づいて処遇の要否や内容が決定される。審判は裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議により行われ、必要に応じて精神保健参与員（精神保健福祉の専門家）の意見を聴きながら判断を下す。

通常、処遇決定時、退院許可時、処遇終了時の3回審判による判断が行われ、その結果に応じて関係機関の動き方が決定される。

指定入院医療機関・指定通院医療機関

医療観察制度における医療は厚生労働大臣が指定する医療機関によって行われる。指定入院医療機関は、専門的で手厚い医療を提供することを目的とし、国公立または特定独立行政法人立の病院のうちから指定される。

指定通院医療機関は、退院決定後または通院決定後に必要な医療を提供することが目的であり、一定水準の医療が提供できる病院・診療所から指定される。

平成21年3月1日現在、全国に指定入院医療機関は16か所・441床、指定通院医療機関は327か所存在する。

処遇実施計画

地域社会における処遇の内容や方法を明示したもの。指定通院医療機関や自治体の精神保健福祉関係機関との協議に基づいて作成され、関係機関がこの計画を共有し、連携協力しながら地域社会における処遇を進めていくこととなる。

出典：法務省保護局「心神喪失者等医療観察法による地域処遇ハンドブック」
厚生労働省「指定入院医療機関の整備状況」

平成21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

平成22年3月 発行

編集兼発行所

財団法人横浜市総合保健医療財団

〒222-0035 横浜市港北区烏山町1735番地

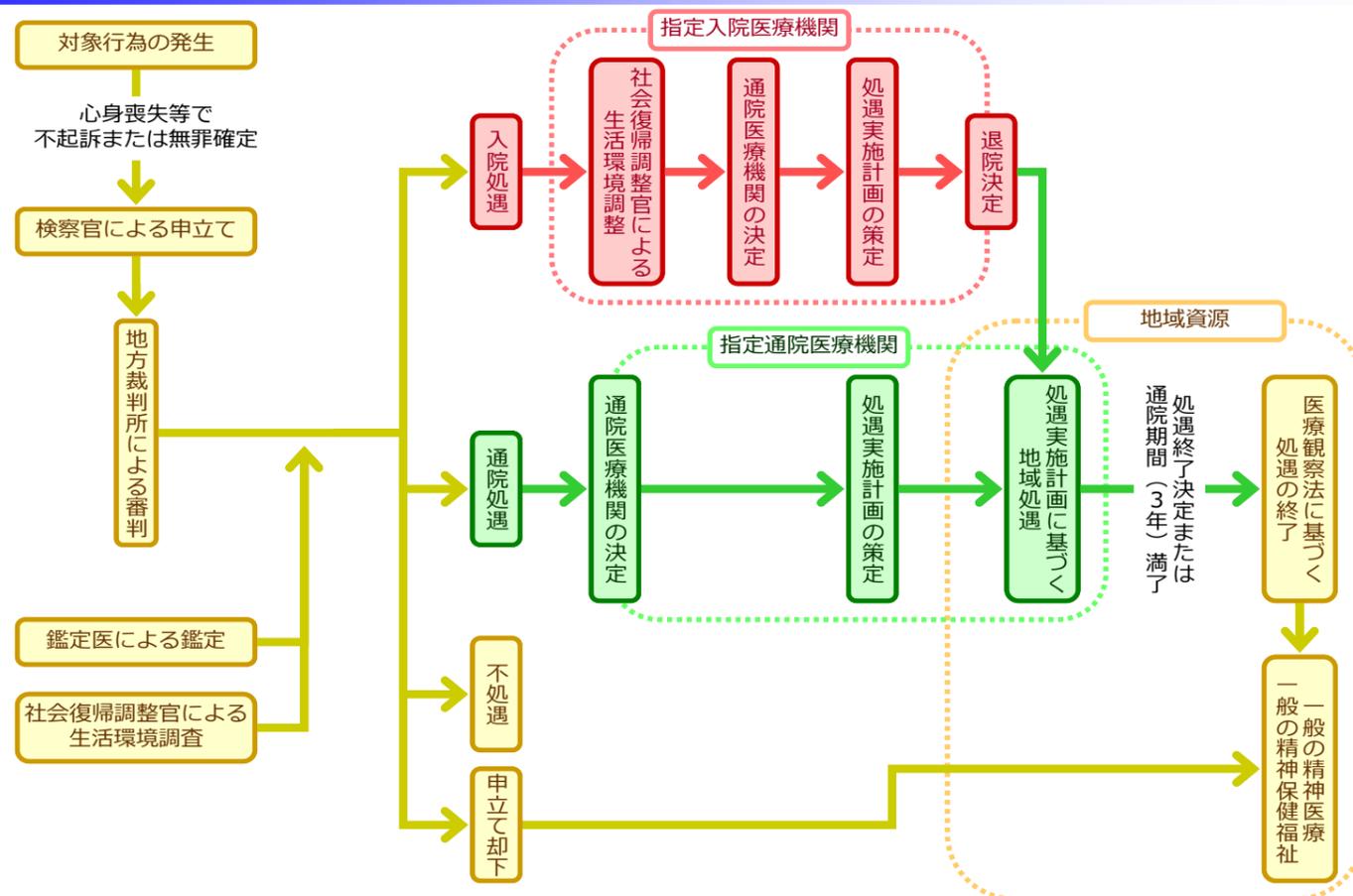
TEL : 045-475-0001 FAX : 045-475-0002

E-mail : info@yccc.jp WEB : http://yccc.jp/

医療観察制度における 宿泊型生活訓練（生活訓練施設）の 関わり方



医療観察制度の流れ

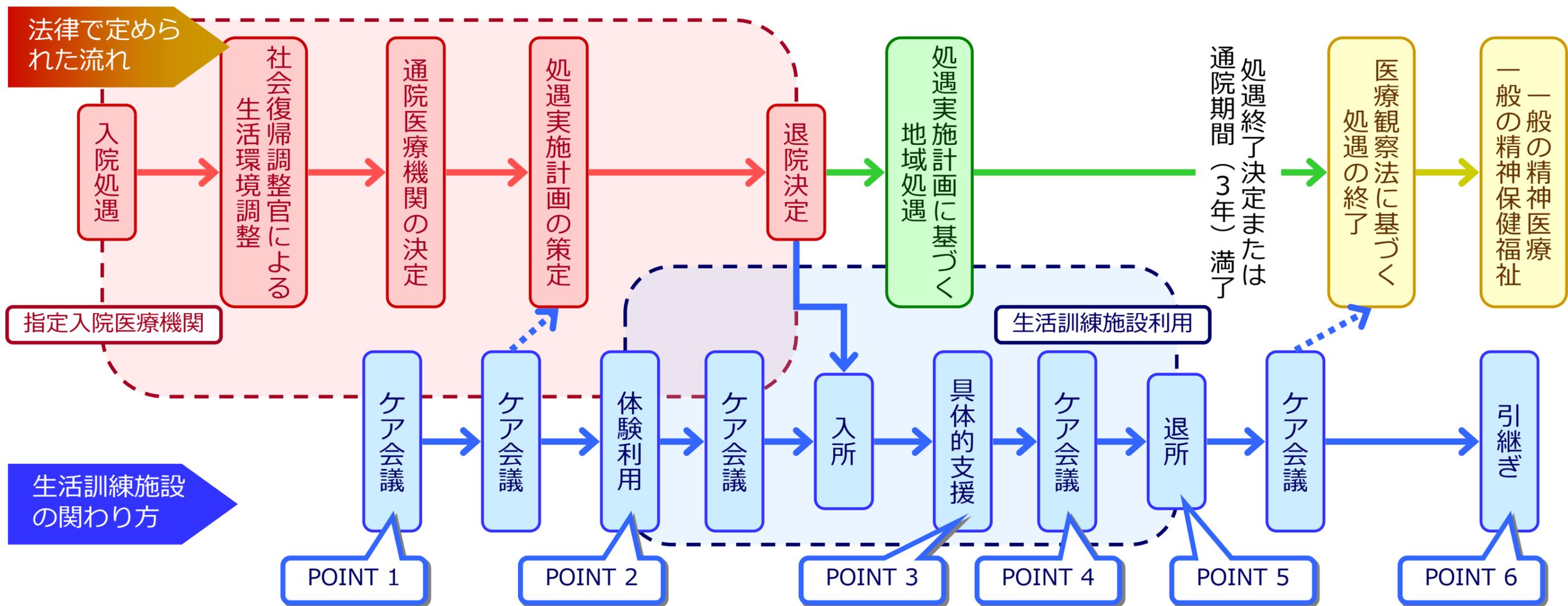


重大な他害行為（放火や殺人等）を行い、心身喪失または心神耗弱が認められて不起訴処分または無罪確定となった人が対象となり、検察官からの申立てがなされると、鑑定と生活環境の調査が行われ、審判によって、「入院」「通院」「不処遇」「却下」のいずれかが決定される。

入院処遇となると、指定入院医療機関において手厚い専門的な医療を受け、退院後の生活環境の調整の後、裁判所の決定に基づいて退院となる。退院後は指定通院医療機関に通院しながら、処遇実施計画に基づいて地域での生活の支援が行われる。当初の審判で通院決定がなされた場合も同様である。

通院開始から3年が経過するか、社会復帰調整官や本人からの申立てに対し、裁判所が処遇終了を決定すると、医療観察制度による処遇は終了となり、一般の精神医療、精神保健福祉に支援が引き継がれる。

宿泊型生活訓練（生活訓練施設）の関わり方



POINT 1 入院中のケア会議への参加

- ・社会復帰調整官主導で定期的にケア会議（CPA会議）が開催される。
- ・情報の共有、処遇実施計画の策定が目的。
- ・指定入院医療機関にて行われることがほとんど。
- ・生活訓練施設の利用が検討される段階で参加する。
- ※入院医療機関が遠方の場合、調整官に情報提供をすることで代替するケースも少なくない。

POINT 2 体験利用の回数・頻度・内容

- ・対象者が生活訓練施設を訪れ、体験利用を行う。
- ・指定入院医療機関の職員が複数名同行する。
- ・また、他の利用者とは違う回数や頻度を設定していることも多い。
- ・退院後、医療機関が変更されるため、体験利用中に通院医療機関への通院訓練や、利用する地域資源とのケア会議等が行われる。

POINT 3 基本的に支援内容は変わらない

- ・ケースによっては個別の対応が有効な場合もあるが、基本的には支援の内容については変える必要がない。
- ※ただし処遇実施計画に基づいて処遇を行う必要があるため、支援方針の変更や修正はケア会議に諮り、社会復帰調整官の判断をもって行う。

POINT 4 定期的なケア会議への参加

- ・2～3か月に1度程度の頻度で社会復帰調整官主導のケア会議が行われる。
- ・関係する地域資源、行政、家族、本人等が集まり、情報を共有し、処遇実施計画の修正を行う。
- ・多職種による多面的な視点で協議することで、より細やかな支援を可能にしている。

POINT 5 退所後の帰来先設定

- ・退所後の帰来先設定については、生活訓練施設が行う場合も、社会復帰調整官が行う場合もある。

POINT 6 支援の引継ぎ

- ・本法の処遇期間は、最長で通院開始から3年間。
- ・それ以降は一般の精神保健福祉となる。
- ・この時に以下の2点が重要である。
 - ①どこが中心的な立場を担うのかを明確にすること
 - ②地域での連携を維持していくこと
- ※中心を担うのは自治体、相談支援事業所、通院医療機関、デイケア等様々である。